（航空保安監査官の職務）

第十四条の二　航空保安監査官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空に関する犯罪の防止に係る措置の実施に関する監査に関する事務をつかさどる。

（空港部に置く課等）

第十五条　空港部に、次に掲げる課を置く。

管理課

空港企画調整課

空港経営改革調整課

空港安全監督課

補償課（大阪航空局に限る。）

環境・地域振興課

土木建築課

機械課

2　前項に掲げる課のほか、空港部に空港施設保全技術推進官（大阪航空局に限る。）及び建築調整官それぞれ一人を置く。

（空港施設保全技術推進官の職務）

第二十六条　空港施設保全技術推進官は、命を受けて、空港等の施設に係る保全に関する技術の向上に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（建築調整官の職務）

第二十六条の二　（略）

（新千歳空港事務所等に置く部）

第四十条　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に、次に掲げる部を置く。

総務部

空港安全部（東京空港事務所に限る。）

管制保安部

施設部（新千歳空港事務所、東京空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

（総務部の所掌事務）

第四十一条　（略）

2　新千歳空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の総務部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

3　東京空港事務所及び福岡空港事務所の総務部は、第一項に規定するもののほか、空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関する事務をつかさどる。

4　（略）

（管制保安部の所掌事務）

第四十四条　（略）

2　仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関すること。

四～十　（略）

（削る）

（新設）

（空港部に置く課等）

第十五条　空港部に、次に掲げる課を置く。

管理課

空港企画調整課

空港経営改革調整課（大阪航空局に限る。）

空港安全監督課

補償課（大阪航空局に限る。）

環境・地域振興課

土木建築課

機械課

2　前項に掲げる課のほか、空港部に建築調整官一人を置く。

（新設）

（建築調整官の職務）

第二十六条　（略）

（新千歳空港事務所等に置く部）

第四十条　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に、次に掲げる部を置く。

総務部

空港安全部（東京空港事務所に限る。）

管制保安部

施設部（新千歳空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

（総務部の所掌事務）

第四十一条　（略）

2　新千歳空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の総務部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

3　東京空港事務所の総務部は、第一項に規定するもののほか、福岡空港事務所の総務部は、前二項に規定するもののほか、空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関する事務をつかさどる。

4　（略）

（管制保安部の所掌事務）

第四十四条　（略）

2　仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（新設）

三～九　（略）

3　仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前二項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。